

3月1日から

戸籍証明書の広域交付制度が始まります

広域交付制度とは…

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書を請求できるようになります（広域交付）。

どこでも！

本籍地が遠くにある人でも、お住まいや勤務先の**最寄りの市区町村の窓口**で請求できます。

まとめて！

欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

請求できる戸籍証明書

- 戸籍謄本 450 円
- 除籍謄本 750 円
- 改製原戸籍謄本 750 円

※戸籍証明書の抄本、戸籍の附票、身分証明書等は広域交付の対象ではないため、これまで同様、本籍地の市区町村に請求が必要です。

請求の際の必要書類

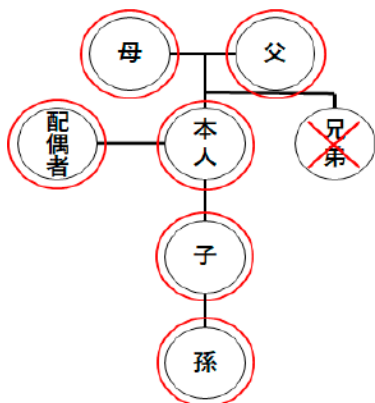
● 本人確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、旅券等顔写真付きの書類に限りです。



広域交付請求できる人

※代理人による請求はできません。



請求する戸籍に記載されている

- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など（直系尊属）
- 子、孫など（直系卑属）

戸籍届出時の戸籍の添付省略

広域交付に伴い、3月1日以降は本籍地以外の市区町村に戸籍の届出（婚姻届、転籍届等）を行う場合でも、戸籍の添付が不要となります。

※証明書の交付にあたり、お時間をいただく場合がございます。ご了承ください。

問い合わせ先 ☎ 23-1311 市民課市民係 内線 1152・1157

地域総務課市民窓口係 内線 2122・2120

4月1日から

『相続登記』の申請が義務化されます！

不動産の相続登記の申請については、これまで任意でしたが、相続登記がされていないことにより所有者が分からず公共事業や復旧・復興事業の妨げとなったり、管理がされずに放置され隣接地に悪影響を及ぼすなど、さまざまな問題が生じています。こうした問題の発生を予防するため、**相続人はその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬ**こととされました。

詳しくは法務省ホームページでご確認またはお近くの法務局にお問い合わせください。



問い合わせ先

鹿児島地方法務局霧島支局登記部門

☎ 0995-45-0330

